

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報



目 次

規則

○福島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

告 示

○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件

○生活保護法による指定介護機関に係る事業者の名称を変更した旨届出があった件

○保安林の指定をする予定である旨通知があつた件五件

○土地収用法により事業の認定をした件

○道路の区域を変更する件四件

○道路の供用を開始する件四件

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件

○一般競争入札を行う件四件

規則

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第七十六号

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
福島県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成二十四年福島県条例第六十五号）第
二条の規定（福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）別表第二荷役

機械使用料の項の改正規定中四に係る部分を除く。）の施行期日は平成二十四年十二月十五日とし、同条の規定（同項の改正規定中四に係る部分に限る。）の施行期日は平成二十五年一月十二日とする。

（港 湾 課）

福島県告示第六百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

複合型サー	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
同 市東深	アイランド本宮居宅支援事業所	福島市北町一一番四〇号	福島寿光会病院指定訪問リハビリテーション	福島市北町一一番四〇号	平成二十四年一月一日	訪問リハビリテーション
医療法人緑	アイランド本宮居宅支援事業所	福島市北町一一番四〇号	福島寿光会病院指定訪問リハビリテーション	福島市北町一一番四〇号	平成二十四年一月一日	訪問リハビリテーション
同 市東	アイランド本宮居宅支援事業所	福島市北町一一番四〇号	福島寿光会病院指定訪問リハビリテーション	福島市北町一一番四〇号	平成二十四年一月一日	訪問リハビリテーション
同 年	アイランド本宮居宅支援事業所	福島市北町一一番四〇号	福島寿光会病院指定訪問リハビリテーション	福島市北町一一番四〇号	平成二十四年一月一日	訪問リハビリテーション
複合型	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	平成二十四年一月一日	通所介護

福島県報

平成24年12月14日 金曜日

福島県告示第六百四十四号

- （二）伐期齢以上のものとする。
- （三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）
- 一 保安林予定森林の所在場所
東白川郡鮫川村大字赤坂東野字広畑一三四の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- （一）主伐は、択伐による。
- （二）主伐として伐採をことができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- （一）「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

福島県告示第六百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十四日

（仮称）白河市市民文化会館建設事業及びこれに伴う市道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、（仮称）白河市市民文化会館建設事業（以下「本体事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

また、本体事業の施行に伴い必要を生じた市道付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第三条第一号に掲げる道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）による

道路に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、本件事業施行のために、「白河市市民文化会館基本構想」を策定しており、平成二十七年度の供用開始に向けて、今年度、事業用地取得のための予算措置を講じている。

したがつて、起業者は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められるため、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

法第二十条第三号の要件への適合性

（一）得られる公共の利益

現在の建物は、昭和三十九年に建設されたものであり、老朽化が進んでいるが、部分的に補修を行い地域住民の芸術文化活動の向上のために中心的な役割を果たしている。

しかし、施設の狭隘化、築年数の経過による設備の老朽化に加え、東日本大震災により壁や床に亀裂が生じる等、利用に支障をきたす環境となっている。

また、建物の構造や設備が障害者に配慮されていないため、ユニバーサルデザインの導入や耐震診断の結果、基準値を下回っていることから耐震化への対応が求められている。

さらに、周辺道路が狭隘なため、大型車の進入が困難であるとともに、敷地内の駐車場と近隣の駐車場を含めても絶対的に駐車場が不足するため、路上駐車や渋滞が発生し、近隣住民の生活に支障をきたしている状況である。

このような状況の中、本件事業の施行により、施設、設備、安全性、利便性及びユニバーサルデザインについて改善が図られ、市民の文化芸術活動の活性化、市民の紹介できる交流拠点、白河市の文化を継承、創造、発信する施設となり、白河市の文化・芸術振興に大きく貢献するものである。

したがつて、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するも

福島県知事 佐藤雄平
（仮称）白河市市民文化会館建設事業及びこれに伴う市道付替工事

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県白河市会津町及び道場小路地内

2 使用の部分 なし

3 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

4 法第二十条第一号の要件への適合性

（仮称）白河市市民文化会館建設事業及びこれに伴う市道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、（仮称）白河市市民文化会館建設事業（以下「本体事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

また、本体事業の施行に伴い必要を生じた市道付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第三条第一号に掲げる道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）による

道路に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、本件事業施行のために、「白河市市民文化会館基本構想」を策定して

おり、平成二十七年度の供用開始に向けて、今年度、事業用地取得のための予算措置を講じている。

したがつて、起業者は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められるため、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

法第二十条第三号の要件への適合性

（一）得られる公共の利益

現在の建物は、昭和三十九年に建設されたものであり、老朽化が進んでいるが、

部分的に補修を行い地域住民の芸術文化活動の向上のために中心的な役割を果た

している。

（二）得られる公共の利益

現在の建物は、昭和三十九年に建設されたものであり、老朽化が進んでいるが、

部分的に補修を行い地域住民の芸術文化活動の向上のために中心的な役割を果た

している。

（三）得られる公共の利益

現在の建物は、昭和三十九年に建設されたものであり、老朽化が進んでいるが、

部分的に補修を行い地域住民の芸術文化活動の向上のために中心的な役割を果た

している。

（四）得られる公共の利益

現在の建物は、昭和三十九年に建設されたものであり、老朽化が進んでいるが、

部分的に補修を行い地域住民の芸術文化活動の向上のために中心的な役割を果た

している。

（五）得られる公共の利益

現在の建物は、昭和三十九年に建設されたものであり、老朽化が進んでいるが、

部分的に補修を行い地域住民の芸術文化活動の向上のために中心的な役割を果た

している。

（六）得られる公共の利益

現在の建物は、昭和三十九年に建設されたものであり、老朽化が進んでいるが、

部分的に補修を行い地域住民の芸術文化活動の向上のために中心的な役割を果た

している。

五

5

(二) 失われる利益
起業地内の土地において、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財が一箇所（白河市教育委員会指定「小峰城跡」）存在するが、白河市教育委員会との協議により、試掘調査を行い、必要に応じて発掘調査を実施することとし、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が関係機関に対して行つた調査によれば、起業地周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存により保護のため特別な措置を講すべき希少な動植物は確認されていない。

したがつて、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三)

事業計画の合理性
本件事業は、現在の施設の増改築及び敷地周辺において住宅等が密集していることから敷地の拡張が望めない状況であるため、移転新築整備を行うものである。施設の規模については、市民文化会館建設検討委員会の意見を踏まえて決定したものであり、適切なものと認められる。

また、起業者は、起業地の選定に当たつて、白河市内の三箇所を候補地とした上で比較検討を行つてあるが、市民文化会館運営に必要な環境の確保、交通の利便性及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。さらに、本件事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがつて、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4

(一)

法第二十条第四号の要件への適合性
事業を早期に施行する必要性

現在の建物は昭和三十九年に建設されたものであり、耐震診断の結果、補強工事が必要な建物となつてていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

結論
以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

起業地を表示する図面の長期総覧の場所

のと認められる。

失われる利益

白河市役所建設部都市政策室まちづくり推進課

(土木総務課用地室)

福島県告示第六百十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区間	変更前	変更後	敷地の幅員		延長
				(メートル)	(メートル)	
県道別舟渡線	河沼郡会津坂下町大字高寺字谷地五三番一地	五・四〇	七五〇・五	五・四〇	七五〇・五	七五〇・五
	同郡同町大字高寺字舟渡四五七四番	一七・〇				
	五地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五三番一地	五・〇〇	一二〇・五	五・〇〇	一二〇・五	一二〇・五
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五七四番	一五・三				
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	四地先から					
	同郡同町大字高寺字谷地五四番一地	五・三				
	先まで					
	変更後					
	C	一一・〇一 八九・三	C 一一・〇一 八九・三	B 一一・〇一 八九・三	A 五・〇一 一五・三	
		六〇四・九		六〇四・九		